

座談会

# これからの海外赴任者の健康管理

## ——業種による対応の在り方

日外協 海外健康・医療センターは12月10日、「第14回 海外健康・医療セミナー」を開催。世界各地に大勢の駐在員と帯同家族を赴任させている企業の健康管理への取り組みは。


**司会進行役・モデレーター**

### 海外勤務者の健康状況は



東京医科大学病院  
渡航者医療センター 客員教授  
濱田 篤郎 氏

新型コロナの世界的な流行を経て、海外赴任者の健康管理の在り方に変化が見られる。今まで以上に健康面への安全配慮を求める声が高まっている一方で、健康問題に対処しながら海外事業を継続する必要性も生じている。業種などに応じた、きめ細かい健康管理体制を構築することが、企業には欠かせないと言える。

こうした対応を検討するため、今回のセミナーでは、海外赴任者への先端的な健康管理を行っている総合商社と製造業の産業医をお招きし、座談会を開催する。

それぞれの会社における、

- ①海外勤務者の健康管理体制
- ②赴任可否判定
- ③海外駐在員の継続医療（慢性疾患）
- ④海外での医療費対応
- ⑤海外勤務者へのワクチン接種

について紹介いただくとともに、これからの海外赴任者の健康管理について意見交換を行いたい。

**パネリスト**
**総合商社**


### 海外117拠点に1300人を超える駐在員・家族

丸紅(株) 東京本社診療所長  
東京本社産業医

山澤 文裕 氏

#### ①海外勤務者の健康管理体制

丸紅東京本社診療所・健康開発センターと大阪診療所があり、海外赴任関係は主に東京本社産業医が管轄している。

#### ②赴任可否判定

辞令発令前と発令後に2回判定を行う。前者は定期健診結果を活用し、後者は派遣前健診後の判定で、結果に異常所見があれば精密検査や治療を受けさせる。派遣不適切に関する明確な医学的基準は設けず、ケースバイケースでリスクを総合的に判定する。たとえ所見があっても治療を行い、医学的状況が改善する見込みがあれば赴任時期延期もあり得る。メンタル治療中やがん治療中の社員は不可としている。

#### ③海外駐在員の継続医療

慢性疾患で社内診療所を受診している社員には治療薬剤を派遣前と一時帰国時に提供する。国内外部医療機関受診者については、主治医からの医療情報提供書があれば、同類薬剤を処方する。現地医療機関を利用する場合、処方中の